

財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程

(奨学生の資格)

第1条 本会が学資（以下「奨学金」という。）を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子弟であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）並びに大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）、高等専門学校（長崎県県内就職促進奨学金返済補助金制度の適用者に限る。）及び長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校（長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業したものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者
- (2) 経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい者又は経済的理由により修学が著しく困難であり奨学生としてふさわしい者

(奨学金の額)

第2条 奨学金の月額はおりのとおりとする。

- | | | | | | |
|------------------------------------|-----|-----------------------------|----------|---------------------------------|----------|
| (1) 国公立の高等学校等 | 自 宅 | 18,000 円又は10,000 円 | 自宅外 | 23,000 円又は10,000 円 | |
| (2) 私立の高等学校等 | 自 宅 | 30,000 円、20,000 円又は10,000 円 | 自宅外 | 35,000 円、
20,000 円又は10,000 円 | |
| (3) 大 学 等 | | 国立・公立 | 41,000 円 | 私 立 | 47,000 円 |
| (4) 長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等 | | | | | 41,000 円 |

(貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、理事会で特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(願出手続)

第4条 奨学生を希望する者は、現に在学する学校または卒業した学校の長（以下「校長」という。）を、ただし、大学生については、保護者が住所を有する市町村長を経て、次の書類を財団法人長崎県育英会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- 2 高等学校等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「予約志願生」という。）は前項の願うができるものとする。
- 3 奨学生願書には、第一連帯保証人が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。
- 4 第1項の願出の期日は毎年度理事長が定める。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認められた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

- 2 前項の奨学生のうち、予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。
- 3 前2項の決定は、校長を経て本人に通知する。ただし、市町村長を経て出願した者については、市町村長に選考結果を通知するとともに直接、本人に通知する。

(学業成績表の提出)

第6条 大学等奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第7条 奨学生は、次の各号の1に該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人・第一連帯保証人ともにやむを得ない事情により届け出ることができないときは、校長又は学長等が代わって届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学または退学したとき。

(2) 奨学金を辞退しようとするとき。

(3) 本人または第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長又は学長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

2 奨学金は、原則として、年4回交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

第9条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

(1) 傷痕、疾病などのために成業の見込がないとき。

(2) 学業成績または操行が不良となったとき。

(3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 休学、転学が適当でないとき。

(5) その他第1条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に貸与額を年賦、半年賦、月賦または月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額または一部を一時に返還することができる。

2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。

ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書またはその他の方法により返還することができる。

第13条 奨学生が退学し、もしくは奨学金を辞退し、または停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(借用証書)

第14条 奨学生は、次の各号の1に該当するときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署のうえ、校長を経て奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の貸与期間が満了したとき。

- (2) 奨学金を辞退したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金の交付を停止されたとき。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(返還完了前異動の届出)

第 15 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人または第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第 16 条 奨学生であった者が、次に掲げる各号の 1 に該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学または大学院等に進学したときは、その在学期間
- (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第 17 条 第一連帯保証人は、奨学生または奨学生であった者が死亡もしくは失そう宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第 18 条 奨学生または奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡または著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

- 2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人または家族が事情を具して願い出なければならない。
- 3 昭和 56 年度以前に入学の私立高校生に対する一般奨学金のうち月額 3,000 円は返還を免除する。

(延滞利息)

第 19 条 正当と認められる事由がなく、奨学金の返還を遅延したときは、日歩参銭の延滞利息を徴収するものとする。

(実施細目)

第 20 条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は昭和 51 年度以降採用者に対して適用する。

昭和 50 年度以前の採用者に対しては旧規定による。

附則(昭和 52 年 2 月 26 日一部改正)

この規程は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則(昭和 53 年 6 月 7 日一部改正)

この規程は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則(昭和 54 年 6 月 6 日一部改正)

この規程は一部改正の日から施行する。

附則(昭和 57 年 10 月 29 日一部改正)

この規程は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則(昭和 58 年 9 月 14 日一部改正)

この規程は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附則(昭和 59 年 7 月 17 日一部改正)

この規程は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則(昭和 60 年 7 月 15 日一部改正)

この規程は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 2 年 7 月 10 日一部改正)

この規程は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 4 年 7 月 8 日一部改正)

この規程は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 7 年 7 月 17 日一部変更)

この規程は平成 7 年 7 月 26 日から適用する。

附則(平成9年4月7日一部変更)

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附則(平成10年6月24日一部変更)

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附則(平成14年8月8日一部変更)

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月30日一部変更)

- 1 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第4条及び第5条の改正後の規程は、平成17年4月1日から採用する者に適用し、平成17年3月31日までに採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成17年3月22日一部変更)

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第12条及び第13条の改正後の規程は、平成17年4月1日以降に入学し採用する者に適用し、平成17年3月31日以前に入学し採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成19年2月21日一部変更)

- 1 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の改正後の規程は、平成19年4月1日以降に入学し採用する者に適用し、平成19年3月31日以前に入学し採用する者の取扱については、

なお従前の例による。

附則(平成19年7月24日一部変更)

- 1 改正後の規程は教育委員会の承認の日から施行し、第1条第2号に該当する者については平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第1号から第3号までの規定は平成19年4月1日以降の入学者に適用し、平成19年3月31日以前の入学者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成20年6月24日一部変更)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条第1号及び第2条第3号の改定後の規定は、短期大学、専修学校専門課程については平成21年4月1日以降の入学者に適用する。

附則(平成21年2月27日一部変更)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月13日一部変更)

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

別表(第12条・第13条関係)

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000円以下	8年
500,001円～600,000円	9年
600,001円～800,000円	10年
800,001円～1,000,000円	11年
1,000,001円～1,200,000円	12年
1,200,001円～1,500,000円	13年
1,500,001円～1,800,000円	14年
1,800,001円～2,100,000円	15年
2,100,001円～2,500,000円	16年
2,500,001円～3,000,000円	18年
3,000,001円以上	20年

長崎県高等学校奨学事業奨学金貸与規程

(奨学生の資格)

第1条 本会が学資(以下「奨学金」という。)を貸与する者(以下「奨学生」という。)は、長崎県内に住所を有する者の子弟であって、次の各号に該当する者とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構及びそ財団法人長崎県育英会育英事業の奨学金の貸与を受けていない者であること。

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む。以下同じ。)に在学する者。
- (2) 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者。

(奨学金の額)

第2条 奨学金の月額は次のとおりとする。

- (1) 国公立 自宅 18,000 円又は10,000 円 自宅外 23,000 円又は10,000 円
- (2) 私立 自宅 30,000 円、20,000 円又は10,000 円 自宅外 35,000 円、20,000 円又は10,000 円

(貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、理事会で特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(願出手続)

第4条 奨学生を希望する者は、高等学校の現に在学する学校長を経て、次の書類を財団法人長崎県育英会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
- 2 奨学生願書には、第一連帯保証人が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代る者でなければならない。
- 3 第1項の願出の期日は毎年度理事長が定める。

(奨学生の決定等)

第5条 奨学生の決定及びその他の事項については、この規程に定めるもののほか、財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程(昭和51年3月30日施行)の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成14年度以後入学した者に係る貸与について適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月30日一部変更)

- 1 この規程は平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程は、平成17年4月1日からの採用者に適用し、平成17年3月31日までに採用した者の取扱については、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月22日一部変更)

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月31日一部変更)

この規程は平成22年6月25日から施行する。

附 則(平成23年6月13日一部変更)

この規程は平成24年4月1日から施行する。